

県民の方のご意見（要旨）とお返事

いただいたご意見の要旨とお返事を「和歌山県がん対策推進条例（仮称）のあらまし」の項目に分けて、次のページから掲載いたしました。

1	目的	2件
2	七位一体の取組（基本理念）	2件
3	県の責務	2件
4	市町村への支援等	3件
5	県議会の役割	3件
6	県民の役割	4件
7	保健医療関係者の役割	2件
8	教育関係者の役割	5件
9	事業者の役割	8件
10	報道関係者への情報提供	2件
11	がんの予防の推進	26件
12	がんの早期発見の推進	4件
13	がん医療の充実	12件
14	がん医療に関する情報の提供	3件
15	がん患者及びその家族等に対する支援	4件
16	緩和ケアの充実	2件
17	在宅医療の促進	2件
18	がん登録の推進	1件
19	肺がん等早期発見及び治療が困難ながんの対策の推進	2件
20	小児がん対策の充実	2件
21	女性に特有のがん対策の推進	3件
22	胃がん及び大腸がん対策の推進	0件
23	肝炎肝がん対策の推進	3件
24	骨髄移植及び臍帯血移植の推進	0件
25	研究の推進	1件
26	県民運動の推進	1件
27	がん対策推進計画	4件
28	財政上の措置	5件
附 則		3件
その他	がん対策推進委員会について	6件
	条例全体について	11件

項目別 ご意見とお返事

1 目的

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
「推進計画の実効性確保のため」の表記を導入してほしい。	ご意見の趣旨に沿って、「がん対策」を「実効性のあるがん対策」に修正します。
がん患者になってもいきいきと暮らせるんだという希望が生まれてくるように感じます。	「がん患者を含むすべての県民がいきいきと生活できる地域社会の実現」は、まさにこの条例のねらいとするところです。

2 七位一体の取組（基本理念）

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
「がん患者やその家族をはじめとする県民」を「県民」に変更する。取り組むのは県民全員です。	ご意見にしたがって、「がん患者やその家族をはじめとする県民」を「県民」に修正します。
七位一体の取組に関して、七主体を指定しているが、国、及び社会保障関連事業体（年金機構、健康保険など）との取組は含めないのか？	国は行政機関に、社会保障関連事業体は広義の保健医療関係者に含まれると考えています。そこで、行政を県、市町村に限定しない表現に修正します。

3 県の責務

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
県の責務に関して、推進施策の策定、実施に加えて、①進捗管理 ②進捗状況の報告義務（県議）と開示義務（一般県民）を追記していただきたい。県民（特にがん患者及びその家族）からの意見を定期的に集め満足度を調査し、計画の進捗確認と照合する。ことを追記してほしい。	ご意見の趣旨に沿って、和歌山県がん対策推進計画に基づく施策について年次報告の規定を加え、議会への報告と県民への公表を規定します。 また、適切な進捗管理を行うよう、県の関係部局にお伝えします。
年1回以上がんに関連する講演を聞き、がんによる死亡の現状を県民に周知徹底を図る。	がん医療に関する情報の提供についての規定を条例に設けます。ご意見は施策に関する提言として県の関係部局にお伝えします。

4 市町村への支援

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
この項目は第3項の県の責務に含まれるべきでは？ 逆に「市町村の役割」の項目が欠落しているのでは？	ご意見にしたがって、市町村の役割についての規定を設けます。
「すべてのがん対策について市町村の意見を聞く」とありますが、これは変だ。必要なものだけ聞けばよいのです。	ご意見にしたがって、表現を修正します。
県から市町村行政に市民・町民・村民のがん状況を把握するための啓発をどんどん行ってほしい。	県民のがんの治療状況等をより一層把握するために、がん登録の推進についての規定を設けます。

5 県議会の役割

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
県がん対策推進計画の進捗監視、評価に加えて、関係主体（県民も含む）への情報開示（意見聴取に対する情報のフィードバック）を追記してほしい。	ご意見の趣旨に沿って、和歌山県がん対策推進計画に基づく施策について、年次報告の規定を加えることとし、県議会への報告と県民への公表を規定します。
「議案の審議 ～ 請願の審査等」の例示もいらない。「議会活動」だけですべてたります。「和歌山県がん対策推進委員会、和歌山県がん診療連携協議会」だけが保健医療関係の機関として出てきますが、「等」があっても、唐突で不自然である。また、どこで（委員会で？）どんな形（参考人招致？）で聞くのか、条例はここまで書かなくてもよいのです。	ご意見にしたがって、表現を修正します。
和歌山オリジナルということで県議会の役割の提案が入ったのはすばらしいことだと思います。	全国初の規定であり、ご期待に沿えるよう、県議会としてもその役割を果たしていきます。

6 県民の役割

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>この項目が県議会の役割の次に6番目に記されているが、一人ひとり、自分のこととして、まず考えるためによいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、県民の方々一人ひとりが、主体的、積極的にがん予防に取り組んでいただくことが大切であると考え、条例の前文にもその旨を盛り込みます。</p>
<p>がん検診の受診率の向上のため、きめ細やかな施策を実施してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、受診率向上はがん予防に重要であり、ご意見は施策を進める上での要望として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん予防の観点から、喫煙及び受動喫煙の防止が最も重要であることを明記し、飲酒や食生活等とは別に独立して1項を設けて頂きたい。</p>	<p>項を別建てにすることはできませんでしたが、「喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発」という表現で、喫煙を筆頭に掲げるとともに、県の施策として受動喫煙を防止するための対策を規定しています。</p>

7 保健医療関係者の役割

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>ここまで詳細に記していただき、ありがとうございます。</p>	<p>がん患者と家族にとって保健医療関係者の果たす役割は重要であると考え、できるかぎり具体的に規定しています。</p>
<p>セカンドオピニオンの記述に関して違和感を感じます。担当医自身の判断や患者さん自身の希望での（保険診療でない）セカンドオピニオンへの相談は結構なことかと思いますが、“病院の整備”以前に患者さんと担当医師の信頼関係が一番重要なのではないのでしょうか？</p>	<p>患者さんと担当医師の方の信頼関係が一番重要であり、加えて、セカンドオピニオンなどにより、患者さんに十分な情報が提供されることが大切であると考えて規定しています。</p> <p>ご意見については、患者さんと担当医師の信頼関係の醸成が一層図られるよう、県の関係部局にお伝えします。</p>

8 教育関係者の役割

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>「保護者と協力・連携」を加える。保護者への意識づけも必要かと思う。 <同じ内容の意見 ほか1件></p>	<p>ご意見にしたがって、教育関係者は児童及び生徒の保護者と連携するように規定します。</p>
<p>がん予防の観点から、喫煙及び受動喫煙の防止が最も重要であることを明記し、飲酒や食生活等とは別に独立して1項を設けて頂きたい。</p>	<p>項を別建てにすることはできませんでしたが、「喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発」という表現で、喫煙を筆頭に掲げています。</p>
<p>条例では児童及び生徒への具体的・体系的ながんについての教育をより強く推進してください。</p>	<p>ご意見のとおり、がんについての具体的・体系的な教育は重要です。ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>教育関係者ではなく、県が実施主体になることが望ましいと思います。</p>	<p>学校現場での児童及び生徒の指導は、将来のがん予防に重要な役割を果たすものであり、教育関係者でなければ行えないものですので、教育関係者の役割として規定します。</p>

9 事業者の役割

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>結果的に事業者に禁煙を強いる厳しいものにならないか。行政の介入は、せいぜいガイドラインを作る程度に止めておくべきだと考えます。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか4件＞</p>	<p>受動喫煙を防止するように努めていただくことは、従業員や利用者の方の健康維持のためにも重要であると考えて規定しています。</p>
<p>「受動喫煙の防止」という文言は削除すべきである。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞</p>	<p>望まない喫煙である受動喫煙を防止するよう努めていただくことは、がん予防の観点から、削除できないものと考えて規定しています。</p>
<p>厚生労働省の報告書の「受動喫煙防止措置に係る責務のあり方」の中に、「労働者の健康障害防止という観点から対策に取り組むことが必要であることから、事業者の努力義務ではなく、義務とすべき。」ということもあることから、近い将来、厚生労働省が義務化したときに、この条例の「9 事業者の役割」で努力義務となっている部分が、やや時代遅れになる可能性はあるかもしれません。</p>	<p>ご意見のとおり、将来的には義務化されるかもしれませんが、現時点では、条例に受動喫煙を防止するよう努めていただくことを規定しておく必要があると考えて規定しています。</p>

10 報道関係者への情報提供

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>七位一体の一員ならば、「役割」の表現でもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>条例によって、報道関係者の役割を規定することは、憲法の保障する報道の自由との関係で問題がありますので、「役割」という表現は使いませんでした。</p>
<p>周知、広報は重要なので、メディア関係への協力を常に働きかける。</p>	<p>ご意見のとおり、広報、特にメディア関係への協力は重要ですので、積極的な働きかけを常に行うよう、県の関係部局にお伝えします。</p>

11 がんの予防の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>「禁煙の推進」という文言を「分煙の推進」もしくは「対策の推進」へ修正することを要望する。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか15件＞</p>	<p>「対策」は「禁煙」も含む、より適切な表現ですので、ご意見にしたがって、「禁煙」を「対策」に修正します。</p>
<p>喫煙者を排除するような条例には反対であり、文言を取り消すか修正すべきである。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか4件＞</p>	<p>ご意見にしたがって、「禁煙」を「対策」に修正します。</p>
<p>受動喫煙防止 = 禁煙という方策は、安直で喫煙者の人権さえ無視した違憲的な条例である。</p>	<p>受動喫煙防止については「禁煙」を「対策」に修正します。</p> <p>この条例は、煙草を吸う人、吸わない人、それぞれの方の人権も尊重しながら、共に快適な生活をすごしていただけるような条例をめざしています。</p>
<p>喫煙をやめることについても、経験から私はそんなに困難なものではないと思っている。(煙草をやめて30年)</p>	<p>これからもご自身の健康の維持管理に、どうか、積極的に取り組みください。</p>
<p>喫煙、食生活、運動その他と続きますが、飲酒を入れる。</p>	<p>ご意見にしたがって、生活習慣が健康に及ぼす影響に「飲酒」を加えます。</p>
<p>がん予防の観点から、喫煙及び受動喫煙の防止が最も重要であることを明記し、飲酒や食生活等とは別に独立して1項を設けて頂きたい。</p>	<p>項を別建てにすることはできませんでしたが、「喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発」という表現で、喫煙を筆頭に掲げるとともに、県の施策として受動喫煙を防止するための対策を規定しています。</p>
<p>公共的施設の敷地内全面禁煙化の実施を「がん予防の推進」の中に盛り込んで頂きたい。官公庁の敷地内全面禁煙化の実施を是非明記して頂きたい。</p>	<p>ご意見を盛り込むことはできませんでしたが、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>本条例の成立後、速やかに施行規則を策定し、禁煙の推進、受動喫煙の防止、喫煙防止教育、公共的施設の敷地内全面禁煙化など具体的な施策を明記して頂きたい。</p>	<p>ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

1 2 がんの早期発見の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>早期発見と早期治療はセットのため、早期治療を入れる。市町村と協力した県民のがん健診受診率向上のため、目標設定を設ける。</p>	<p>ご意見のとおり、早期発見と早期治療は一体のものです。そこで、まず推進する対象として早期発見を掲げました。</p> <p>早期発見が早期治療に結びつくような施策の実施、そして受診率の目標設定については、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん検診の中で、最近の新技术を組み入れたらどうでしょうか。(アミノインデックスがんリスクスクリーニング)</p>	<p>ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>「質の高い検診を推進するため精度管理人を置く」も追加する。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「がん検診に係る精密検査体制の確立」を県の施策として規定します。</p> <p>また、精度管理人については、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん検診の向上をどう図るかが重要、数値目標、検診の内容について専門家の意見も取り入れて改善すべきは改善。集合検診や巡回検診など市町村が工夫されていますので、それらを参考に教訓化し全県的にひろげていくべき。県民総合健診センターの検診事業をもっと支援していくべき。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「がん検診の内容及び体制の充実」などを県の施策として規定します。</p> <p>また、市町村の工夫事例の普及については、施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

13 がん医療の充実

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>均てん化の言葉は、あまり使われていないと感じます。「均てん化」ではなく別の分かりやすい表現の方が良いと考えます。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞</p>	<p>ご意見にしたがって、「がん患者が居住地にかかわらず、等しく、がんの状態に応じた適切かつ質の高い医療を受けることができるようにする」という表現にします。</p>
<p>記載されている長期的（5年）な充実計画に加えて、現状の問題に対する短期的な対策を実施するために、①がん患者の治療実態の把握（特定病院での定点調査の実施と状況把握）、② ①で明らかになった現状の課題を対策するため、短期的施策の実施。を追記してほしい。</p>	<p>ご意見はがん対策推進計画に係る内容ですので、施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん医療の現状把握の仕組み（マネジメントサイクルの導入）、現状の課題が把握しきれていないと感じます。がん患者の声を収集する仕組みを作る条項を期待します。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、がん対策推進計画の策定や変更にあたっては、がん患者及びその家族の意見を聴くように規定します。</p>
<p>がん患者さんをケアする側のケアについての条文を追加していただければと思います。</p>	<p>ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>「がん診療に携わる地域医療機関の個性を生かした支援」を加える。</p>	<p>それぞれの地域医療機関の個性を生かした支援については、「役割分担及び連携の強化」という表現で規定します。</p>
<p>放射線治療が遅れている。専門医の不足、専門医の育成を目標数値をもってすすめてもらいたいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保」を県の施策として規定します。目標数値については、施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん医療機器の充実を追記してほしい。現在、医大病院ではPET検査機器がないため、院外での検査を必要としています。患者の経済的負担となっています。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「時代に即応した高度で先進的ながん医療を実施する施設の整備」を県の施策として規定します。</p> <p>また、がん医療機器の充実については、施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

<p>県内唯一の医科大学の和歌山県立医科大学に腫瘍内科を設置し、腫瘍内科医師を教育、育成していかないと県内の拠点病院に継続的に配置できないのではないかと、条例に腫瘍内科の設置に関する文言を明記されては？</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、「がん診療連携拠点病院に腫瘍内科を配置するための環境の整備」を県の施策として規定します。</p>
<p>腫瘍内科医だけではなく、専門医（外科、内科、放射線、化学療法等）1か所に行けば済む専門的な診療科の新設等</p>	<p>専門的な診療科を新設することは重要です。ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>がん対策専門の病院、緩和ケアも、患者の精神的ケアもなにもかも、そこにいけば、すべて解決に導いてくれる、全国でもトップクラスの医師、看護師がいるような「センター」を建てて、たくさんのお金をかけてでも、県民の命を救ってほしいということです。それは、県民の納得する税金の使い方だと思います。</p>	<p>「時代に即応した高度で先進的ながん医療を実施する施設の整備」を県の施策として規定します。「センター」という医療機関の整備については、この条例に明記できませんでしたが、ご意見は、施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

1 4 がん医療に関する情報の提供

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>がんについて、いい情報があったら、行政で教えてください。</p>	<p>がん医療に関する情報の提供についての規定を条例に設けます。</p>
<p>県民（特にがん患者）が必要としている情報の把握を行うため。①県民からの要望を聞き入れる窓口を設定する。②定期的なアンケート調査を実施する。</p>	<p>県民の方が必要としている情報の把握は重要です。ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>県と市町村情報誌は、一回きりでなくがん撲滅月間などにも掲載するなど、何度も目に触れる機会を作ることが必要である。</p>	<p>県や市町村の広報紙による情報提供を工夫して繰り返し行うことは重要です。ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

15 がん患者及びその家族等に対する支援

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
経済面（金銭的）支援についての支援も追記してほしい。	ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。
「遺族になられた方へのグリーフケア支援」も追加願います。	ご意見にしたがって、「グリーフケア活動への支援」を加えます。
「 <u>精神的又は社会生活上の不安その他の負担軽減のために必要な施策</u> 」を「 <u>精神的又は社会生活上の不安その他のがんに伴う負担軽減のために必要な施策</u> 」に修正希望致します。	ご意見にしたがって、表現を修正します。
これが盛り込まれている事が、特に評価すべき点だと思う。この条例によって、がんで悲しんだり、苦しんだりする人が、一人でも多く救えるよう願います。	一人でも多くの方の生命を救うことは、この条例をつくる私達も強く願うところです。条例のねらいとするところをご理解いただき、感謝します。

16 緩和ケアの充実

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
医療における緩和ケア、在宅医療（療養）が推進されることを期待します。	今後、緩和ケア、在宅医療の推進は重要さを増してきます。この条例では規定を設けて、両者を推進することとします。
「心理的精神的な問題」を「心理的、社会的、スピリチュアルな問題」と表現した方が緩和ケアの概念にあっている。	ご意見の趣旨に沿って、用語を検討します。ただ、「スピリチュアル」には「霊的な」という意味もあり、条例用語として使うことは難しいところです。

17 在宅医療の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
医療における緩和ケア、在宅医療（療養）が推進されることを期待します。	今後、緩和ケア、在宅医療の推進は重要さを増してきます。この条例では規定を設けて、両者を推進することとします。
「介護認定を早急に行えるよう支援すること」も追加願います。	「在宅医療及び介護の提供体制の整備」の一環と捉えています。ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。

18 がん登録の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
データの大量流失がないよう、最善の網を作って欲しい。	ご意見のとおり、個人情報の管理はきわめて重要です。表現をより強いものにします。 また、個人情報の管理の徹底については、県の関係部局にお伝えします。

19 肺がん等早期発見及び治療が困難ながんの対策の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
希少がん、難治がんの対策を推進してほしい。	難治性がんについての規定を設け、対策を推進することとします。
「予防」と「養生」を一緒にしないように、肺がんにならないように、たばこを我慢するのは「養生」です。肺がんの原因はたばこだけではなくて、他にもあるでしょう。	ご意見のとおり、がんの原因は特定が難しいものです。肺がんのように早期発見や治療が難しい難治性がんについての規定を設け、対策を推進することとします。

20 小児がん対策の充実

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>この条例で、小児がん対策が進み、一人でも多くの子ども達の生命が救われることを願っています。また、生き残ることができても、後遺障害に苦しむ子ども達が多いという現実があります。大人を含めて「後遺障害対策の充実」についても、条例に入れていただければと思いました。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞</p>	<p>一人でも多くの子ども達の生命が救われることは、この条例をつくる私達も強く望むところです。</p> <p>また、後遺症対策の推進については、ご意見にしたがって、規定を設けることとします。</p>

21 女性に特有のがん対策の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>汎用的な文章表現をされています。主に子宮頸がんを意図していると思われるが、発症数は少ないものの、子宮体がんについても推進してほしい。</p>	<p>女性に特有のがんには、子宮頸がんだけではなく、子宮体がんも含まれます。この条例では両者を含む包括的な表現の規定を設け、対策を推進することとします。</p>
<p>「男性特有のがん」も追加願います。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞</p>	<p>前立腺がんなど男性に特有のがんについても、対策の推進は重要であると考えています。この条例では、個別がんの中でも、死亡率、罹患率などの点で、特に重要ながんについて規定しています。</p>

22 胃がん及び大腸がん対策の推進

* 意見なし

2 3 肝炎肝がん対策の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>B型肝炎の場合、現在の治療法では完治する事はないと云われており、がんでない前段階であっても対象に含めておくべき。</p>	<p>ご意見のとおり、肝がん対策を推進するためには肝炎対策が欠かせません。そこで、「肝炎肝がん対策」として、あわせて規定しています。</p>
<p>今後、肝炎患者を増やさないための検査費や、継続的な治療を受けるための救済策を。</p>	<p>ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>もっと早く専門医にかかっていたら肝硬変にまでならなかったらう。自分の病気をもっと勉強しなくてはいけなかったと後悔しています。過去には戻れないのでこの先患者会や医療講演会などに参加して知識を広めたいと思います。</p>	<p>がん医療に関する情報の提供を県の施策として規定します。 また、積極的な情報提供を行うよう、県の関係部局にお伝えします。</p>

2 4 骨髄移植及び臍帯血移植の推進

* 意見なし

2 5 研究の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>和歌山県の地域性に特化した研究を推進される場合は、その研究結果を医療従事者のみならず、県民全体に広く開示して、県民及びがん患者の生活習慣の改善に反映する。を追記してもらいたい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、研究について県が収集した情報を広く公開することを規定します。</p>

2 6 県民運動の推進

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>多くの県が、県民への認知度の向上のため、推進の日や月を定めて運動を推進しています。具体的にどのような運動を推進するのかの言及がされていませんが、費用対効果を勘案し、有効な運動を検討していただきたいです。</p>	<p>「がん対策を啓発するための日」を設けることを規定していますが、施策を進める上で県民運動の一層の充実は重要ですので、ご意見は県の関係部局にお伝えします。</p>

27 がん対策推進計画

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>計画の年次報告、開示義務を県の責務に追記してほしい。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞</p>	<p>ご意見にしたがって、年次報告と県民への公表の規定を加えます。</p>
<p>知事には、計画の実施義務に追加で進捗管理義務を追記してほしい。また、県議への報告義務は、終了時と実施状況を取りまとめたときの表現があるが、最低でも年次報告義務を明記してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って、年次報告の規定を加えます。</p> <p>また、進捗管理については施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>条例制定後の実施状況に対する、患者、家族の関わる体制を担保すること。</p>	<p>ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>

28 財政上の措置

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>汎用的な表現ですが、県のがん対策推進計画の年度予算策定内容の開示を明記していただきたい。</p>	<p>ご意見は施策に関する提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>現状の表記では実効性に乏しい。計画の進捗管理上、年次別の予算管理が必要（年度進捗管理として、計画の進捗度に加えて、予算管理を導入し、費用対効果度を評価し、次年度の予算編成に反映してほしい。）</p>	<p>ご意見のとおり、費用対効果の評価に基づくがん対策推進計画の進捗管理は重要です。ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>5か年計画として長期的対策だけではなく、緊急に対応するべき課題があるため短期的に解決するべき課題にも対処される（予算が編成される）ような条項を期待します。</p>	<p>ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>和歌山県の医療の現状よりこのような大きな課題に取り組めるのか、他にやるべきことがあるように思えます。（財政面、人材面等より考えて）</p>	<p>この条例をつくり、内容を施策に反映することによって、がん対策の推進という大きな課題に着実に取り組んでいくことができると考えています。</p>
<p>医療体制の充実は結構なことですが財源はどこに求めるのですか。現下の財政状態では、無駄なものを削ってすむときではなく、必要なものでも優先順位が低いものを削らなければならない時代になっています。単に医療関係支出を増やし、医療関係者の収入確保策になってしまうのなら問題であります。いつか誰かがコストを負担しなければならないのです。（もし、貴県の財政に余裕が有るのなら、たばこ税は返上されるべきです。）</p>	<p>県の財政状況は大変厳しい状況にあります。しかし、県民の方々の病気による死亡の最大の原因ががんであるということから、がん対策の推進は県として最優先に取り組むべき政策課題のひとつであると考えています。</p>

附 則

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
必要であれば、年次での見直しができることを追記してほしい。 ＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞	ご意見の趣旨に沿って、3年毎に条例の施行状況等を知事が検討するよう規定を設けます。
附則の内容は条項（本則）として取り上げて頂きたい。	附則は、本則の条項と同じ法的効力があります。

がん対策推進委員会について

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
がん対策の実効性を向上するためにも、推進委員会についての条項は必要です。和歌山県がん対策推進委員会は重要な役割を担っています。したがって、条項として是非取り上げて頂きたいと思います。 ＜同じ趣旨の意見 ほか1件＞	ご意見にしたがって、和歌山県がん対策推進委員会の設置規定を加えます。
がん対策推進委員会の設置に加えて、委員の人数や任期、構成、運営や県民に審議の内容を公開することなど、委員会組織についての記載が必要です。 ＜同じ趣旨の意見 ほか3件＞	ご意見の趣旨に沿って、和歌山県がん対策推進委員会の組織や運営については知事が定めるという規定を加えます。

条例全体について

ご意見の要旨	ご意見についてのお返事
<p>全体に具体的で、和歌山のがん医療の向上がイメージできて、すばらしい条例だと思います。</p> <p>＜同じ趣旨の意見 ほか2件＞</p>	<p>条例の目的、内容に沿って、がん対策が推進されるようにつとめます。</p>
<p>この条例に「がん患者や家族」の意見が盛り込まれていることを望みます。</p>	<p>この条例をつくるための条例案検討会では、がん患者会代表の方々から直接、ご意見を伺いました。また、今回寄せられた県民意見でも、がん患者や家族の方々から多数のご意見をいただきました。ご意見をできるかぎり盛り込み、がん患者や家族の方々の視点と立場に立った条例にします。</p>
<p>私は障害者ですが、がん患者の人は大変だと聞いています。食事、食育が大切だと思います。今回の条例は大変いい条例なので、どうかがんばってください。</p>	<p>ご意見の「食事、食育」については、県の施策として「喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識の普及啓発」を規定します。</p>
<p>交付金という誘惑に屈しなかった和歌山県ならば、「原子力発電所を設置しないことによるがん対策の推進」の条文を、この条例に入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>原子力発電所のあり方については、この条例にはなじまないものと判断しました。</p>
<p>がん対策を総合的かつ効果的に推進するために、和歌山県に「がん対策専門部署の新設」を条例のなかに明記していただきますようお願いいたします。</p>	<p>県の組織については、知事が決定する事項ですので、ご意見は施策を進める上での提言として、県の関係部局にお伝えします。</p>
<p>ともすれば、行政ができることだけ並べた条例が多い中で、今回のがん対策条例は、県民の立場でつくられた立派なものだと思います。条例としての内容はいいのだから、表現をもう少し磨かれた方がよいかと思います。</p>	<p>表現については、わかりやすく、よりよい表現にするように検討を進めます。</p>

<p>5～9の「～の役割」については、「行政及び県民等の役割」として一つの条文に集約し、その中の「項」・「号」で簡潔にまとめる。胃ガン、大腸がん、肝がん等の従来の個別がんは、一つの条文内でまとめ、ここも「項」・「号」で記載する。しかし、肺がんは死亡率が全国ワーストワンであることから検診及び早期発見の必要性及び効果の根拠を述べる。</p>	<p>条文数が多い条例となる見込みです。いただいたご意見を参考にして、5～9は「第1章 総則」に入れ、全体を4つの章にまとめて、わかりやすい構成にします。</p> <p>また、肺がんについては難治性がんのひとつとして規定します。</p>
<p>統合してもよいと思った条項 1と2、3と4、11と12、16と17 特段いるとは思えない条項 5、8、10 これらのがんを載せる根拠に疑問 19、20、21、22、23、24</p>	<p>本県のがん対策は緊急かつ重要な政策課題となっています。そこで、この条例については、「がん対策について、できること、すべきことは、全部やる。そのために規定すべきことは、全部規定する。」という考えにもとづいてつくっています。</p>
<p>国からがん条例文の雛形は導入されていますか？</p>	<p>地方分権改革以前には、条例準則という名の雛形が国から示されていました。現在は、地方公共団体や議会が自ら考え、内容を検討して条例をつくっています。</p>